

湯河原町移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月17日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県及び東京都をいう。以下同じ。）から本町へ移住した者に対し、予算の範囲内において、移住に係る経費として支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）並びに平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が1割以上の市町村をいう。
- (2) マッチングサイト 神奈川県マッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。
- (3) 移住 本町へ住民票を移し、生活の本拠を本町へ移すことをいう。
- (4) 町税等 湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に規定する歳入をいう。

(支援金の金額)

第3条 湯河原町移住支援金（以下「支援金」という。）は、次条に定める交付対象者に対し、移住に係る経費として、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 単身での移住の場合 60万円
- (2) 世帯（世帯人員が2人以上）での移住の場合 100万円

2 前項第2号の支給要件に該当する者が18歳未満の世帯員を帯同して移住をする場合は、同号に定める額に50万円を加算する。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者は、第1号で定める要件を満たす者のうち、

第2号から第4号までのいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 次のア及びイに掲げる事項に該当すること。ただし、前条第1項第2号の世帯向けの支援金を申請する場合にあっては、ウに掲げる事項にも該当すること。

ア 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 移住をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (イ) 移住をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (ウ) 東京圏及び神奈川県のうち条件不利地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）をし、通勤をした者については、通学期間の修業年限を上限（高等専門学校にあっては、2年を上限とする。）として当該通学期間を通算年数に含めることができる。

イ 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 支援金の申請日において、移住後1年以内であること。
- (イ) 申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (エ) 日本人であること又は外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (オ) 申請者（支援金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。）及び申請者と同一世帯に属する者が町税等の滞納をしていないこと。
- (カ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合又は過去の受給時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し、18歳以上となり、神奈川県及び本町が認める場合を除く。
- (キ) その他神奈川県又は本町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

ウ 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において同一世帯に属していること。

- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において移住後1年以内であること。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 就業に伴う移住として、次のいずれかに該当すること。
 - ア 一般 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が本町又は真鶴町に所在すること。
 - (イ) マッチングサイトに掲載されている求人へ就業した者であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。）の移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに伴う移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住をした場合であって、本町を生活の本拠とし、在宅勤務等で移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤をしない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本町が認める移住を支援すべき関係人口（本町や地域の人々と関わりを有する者をいう。）の移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 転入日時点で45歳未満であること。
 - イ 移住後に区会に加入し、地域活動に積極的に参加する意思があるこ

と。

ウ 地域の担い手として農林水産業、福祉業、介護業、医療業又は観光業若しくは家業に就業し、又は町内の空き家・空き店舗を活用して営業を開始すること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、当該年度の2月末日（その日が湯河原町の休日を定める条例（平成元年湯河原町条例第6号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までに湯河原町移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
 - (2) 戸籍の附票、移住前の住民票の除票の写し等で、本町への移住前5年以上の在住地及び在住期間が確認できる書類
 - (3) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
 - (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。
- (1) 前条第2号から第4号までの要件を満たす者のうち、東京23区内以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内へ通勤をしていた者（次号に掲げるものを除く。） 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類
 - (2) 前条第2号から第4号までの要件を満たす者のうち、東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内へ通勤をしていた法人経営者又は個人事業主 次に掲げる書類
 - ア 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類
 - イ 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類
 - (3) 前条第1号ア(ウ)に該当する者 次に掲げる書類
 - ア 卒業証明書等、在学期間及び卒業校を確認できる書類
 - イ 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類
 - (4) 前条第2号又は第4号に掲げる全ての事項に該当する者 就業証明書（就業・関係人口に関する要件用）（様式第3号）
 - (5) 前条第3号に掲げる事項の全てに該当する者 就業証明書（テレワークに関する要件用）（様式第4号）
 - (6) 前条第3号に掲げる事項の全てに該当する者のうち、個人事業主の場合 次に掲げる書類
 - ア 業務委託契約書等、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類

イ 開業届の写し

ウ 申請前3か月間において、当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

(7) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する者 世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等で世帯全員の移住元での在住地を確認できる書類

(8) 申請者が外国人である場合 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
(交付の条件)

第6条 町長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に本町での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、神奈川県又は本町に求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定し、額の確定をしたときは、移住支援金交付決定（不交付）通知書兼交付確定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 町長は、審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を前項の例により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付の決定及び額の確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に、移住支援金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として神奈川県及び本町が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 支援金の申請日から5年以内に本町から転出した場合

(3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて返還額を決定する。

(1) アからウまでのいずれかに該当する場合 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

- ウ 第4条第2号又は第4号に定める要件を満たして申請した者が、支援金の申請日から1年以内にその要件を満たす職を辞した場合
- (2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額の返還
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者については、第8条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。